

災害情報の提供をしています

消防車や救急車がサイレンを鳴らして家の近くを通ったときなど、「家の近くで何かあったのかな？」などと思ったことはありませんか？

そんなとき、災害情報ダイヤルに連絡いただければ現在起きている災害の情報、例えば「〇〇付近で□□（災害種別が入ります。）発生のため消防車（救急車）が出動中です。」など、火災・救急・救助出動などを自動案内でお知らせしています。音声案内による災害種別の内容は下記のとおりです。

災害発生時の119番への問い合わせは、新たな緊急通報や災害活動に使用をきたしますので、災害案内情報ダイヤルをご活用ください。

◆災害情報案内ダイヤル

Tel 0158・49・2131

☆音声案内災害種別⇒災害の内容

○建物火災⇒建物の火災 ○林野火災⇒山火事

○車両火災⇒車両の火災 ○船舶火災⇒船の火災

○その他の火災⇒上記以外の火災

○救急

⇒急病や交通事故、ドクターヘリなどの活動

○交通救助⇒交通事故による救助

○水難救助⇒水難事故による救助

○一般救助

⇒機械による事故、高所・低所からの救出など

○危険排除⇒油漏れ、ガス漏れなど

○搜索⇒行方不明者の搜索など

○自然災害⇒風水害、雪害、地震、津波など

○支援⇒救急活動やドクターヘリなどへの支援

消防車サイレン音区分の試験運用のお知らせ

近年火災以外の災害（救助や救急支援など）に伴う消防車の出動が増加しています。その際に緊急出動での消防車のサイレン吹鳴で地域住民の皆さんには、火災が頻発し不安に思う方も少なくない状況から、全国的にも消防車出動時に「火災と火災以外を区分」してサイレンを吹鳴する方式がとられています。下記の要領で消防署及び出張所の消防車で試験運用を行っていますので、住民の皆さんにお知らせします。

≪消防車サイレンの吹鳴方法≫

◆火災出動時 サイレン⇒ウー・カンカンカン（サイレン音の次に警鐘が入ります。）

◆火災以外の出動 サイレン⇒ウ〜・ウ〜・ウ〜（通常のサイレン音です。）

※試験運用期間：平成26年3月までを予定

「児童クラブ」の利用について

町立佐呂間児童館では、放課後に「家庭に誰もいない児童」を対象に児童クラブを実施しています。小学校が長期休業（春・夏・秋・冬休み）の期間は、登録した児童に限り、児童館の開館時間より2時間早い「午前8時」から利用することができます。

※10時以降は通常利用なので登録の必要はありません。

◆対象児童

下記の①・②の両方を満たす児童。

①町内小学校1年生～3年生までの児童。

②小学校の下校時間帯や長期休業中に「保護者」や「お子さんの面倒をみることができる家族」が仕事などで家庭にいない児童。

◆申込方法

①必要書類

・児童クラブ登録申込書（申込場所に置いてあります。）

・就労証明書

※自営業などの方は民生児童委員の証明が必要になります。

②申込場所

・役場保健福祉課社会福祉係 ・町立佐呂間児童館

③申込期限

平成25年度冬休み利用登録：12月12日まで

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

町立佐呂間児童館 Tel 2・2311

ふれあいバス運休のお知らせ

ふれあいバスは年末年始のため、下記の期間運休となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆町内線全路線運休期間

12月30日（月）下校便③～1月3日（金）
（若里トカロチ線・知来仁倉線・大成共立線・栃木線・富士土線・浜佐呂間線）

※30日に限り下校便③のみ運休

◆町外線運休期間 12月28日（土）～1月5日（日）
（遠軽線・北見線・網走線）

◆網走線 冬ダイヤのお知らせ

網走線（水曜日運行）は1月～3月の間冬ダイヤに変わります。

○網走線冬ダイヤ	
往路	復路
バスターミナル	9：00 網走向陽ヶ丘病院
網走厚生病院	10：10 網走厚生病院
網走向陽ヶ丘病院	10：15 バスターミナル
	14：20

【お問い合わせ】

役場町民課バス運行係 Tel 2・1213

家屋に異動があったときには届出を!!

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される町の税金です。家屋（住宅・倉庫などの建物）で異動（新築・売買・贈与・相続・取り壊しなど）があっても届出がなければ、固定資産課税台帳を更新することができず、そのまま元の所有者に課税されたり、課税が漏れたりと誤課税の原因となります。

家屋に異動があった場合は、お早めに企画財政課資産税係まで届出をお願いします。

◆住宅が建っている土地（宅地）は、固定資産税の減税措置が適用されています。住宅を取り壊すと減税措置が無くなり、固定資産税が前年度より上がる場合があります。

【お問い合わせ】

役場企画財政課資産税係

Tel 2・1214

ガスコンロ・ストーブからの火災に注意!!

冬になると各家庭での火器の使用が増加し、また、空気が乾燥していることから火災発生の危険が増大します。今一度、取扱いのポイントをチェックしてみましょう。

◆ガスコンロ使用の注意点

○調理中はコンロから離れない。

○離れる場合は火を消す。

○コンロの点火・消化を確認！

○燃えやすい物を周りに置かない。

○油污れなどは引火の危険があるので清掃をこまめにする。

○電磁調理器は火を使わないからといって絶対に安全ではない！

◆ストーブの注意点

○ストーブの上や周りで洗濯物を干したり、燃えやすい物を置かない。

○カーテンの近くで使用しない。

○異臭がしたら使用を中止する。

○ホコリなどは定期的に清掃する。

○給油は火を消してから！

☆遠軽地区広域組合消防本部予防課

12月 は道税の滞納整理強化月間です！

オホーツク総合振興局では、12月を「滞納整理強化月間」として道税の滞納整理強化に取り組んでいます。12月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとし、給与や預貯金などの財産差押えを行います。

まだ、納税がお済みでない方は大至急納税してください。納税についてのご相談は、北見道税事務所納税課へお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替がご利用できます。

【お問い合わせ】

オホーツク総合振興局北見道税事務所納税課

Tel 0157・25・8686

○オホーツク振興局ホームページ

http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/

税の控除が受けられる場合があります！

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で身体障害者などの基準と同程度の障害にある方は、所得税及び町道民税における障害者控除を受けることができます。認知症が中程度以上の方や準寝たきり以上の状態にある方などが障害者控除の対象になります。

この控除を受けるには、「障害者に準ずる者」の認定手続きが必要になりますので、役場保健福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

※すでに身体障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書の申請の必要はありません。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係

Tel 2・1212

「ゲンキマイレージ」第1回抽選当選者発表

平成25年9月末までにポイント交換した方を対象に抽選を行った結果、下記の方々が「ふるさと商品券2千円分」に当選されました。おめでとうございます。

◆当選者

○阿部美歩 さん

○高橋和夫 さん

○鈴鹿まどかさん

※掲載承諾者のみ。

Information Board

情報掲示板

平成25年工業統計調査を実施します！

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は平成25年12月31日です。調査員が伺い、調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。



除雪作業にご協力ください！

初冬を迎え、これからは降雪に伴い除雪作業が本格的に行われるシーズンとなります。降雪時には一刻も早く地域の交通を確保するため、限られた車両のなかで除雪作業を行うので、町民の皆さんのご協力が非常に重要になります。地域の交通を早期に回復するため、次のことにご注意くださいますようお願いします。

◆路上駐車はしない

放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなり交通渋滞や事故の原因にもなります。

◆路上や歩道に物を放置しない

雪の下に埋まり見えなくなると事故の原因になります。歩道はみんなが利用する道路です。

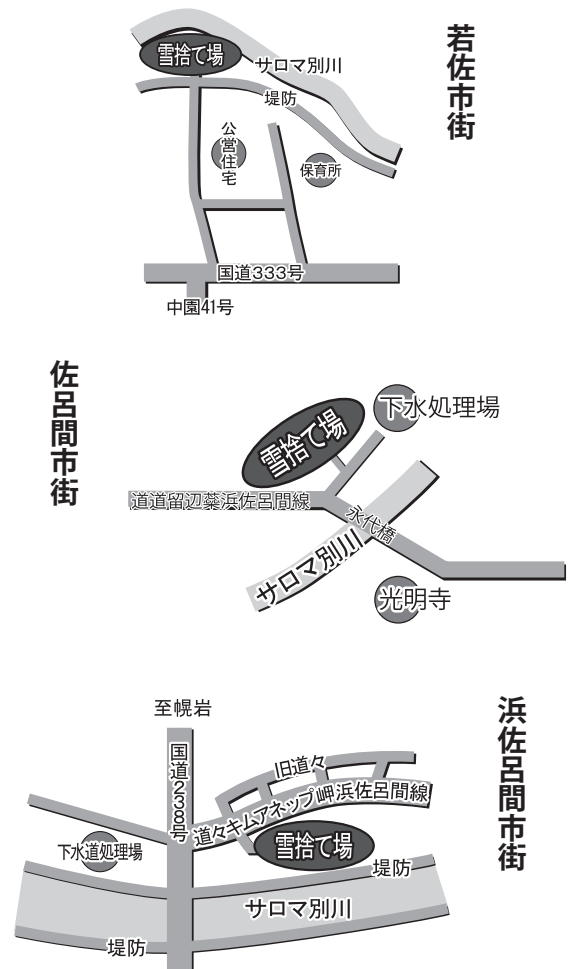
◆歩道・車道に雪を出さない

「わだち」ができて交通の障害や事故の原因になります。

◆玄関前の雪は各家庭で

道路へ出るまでの間口の確保は各家庭でお願いします。

☆ご自宅の排雪の主な雪捨て場を指定しましたのでご利用ください。排雪時にはごみなどの混入がないようお願いします。



情報掲示板

国民年金保険料は毎月きちんと納めましょう！

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、基礎年金の給付に必要な費用を公平に負担することによって成り立っています。

もし、あなたが国民年金の保険料を未納にしていた場合、将来、老齢基礎年金を受給できる年齢になったとしても、まったく年金を受けられなくなったり、受けられたとしても未納の期間に応じて受給額が減額されることになります。

また、老齢基礎年金以外にも国民年金から支給される年金として障害基礎年金や遺族年金などがありますが、これらの年金を受給するためにも年金保険料の納付に関する要件があることから、保険料を未納にしていると病気やケガなどにより障害の状態となったときや、一家の働き手が不幸にして亡くなった場合など、皆さんの生活が脅かされる万が一の事態が発生したときに、これらの年金を受けることができない場合もあります。

このようなことがないように、毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。

【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

『電子申告』の受付ははじめました！！

佐呂間町では、11月25日からeLTAX（エルタックス）を利用した地方税の電子申告ができるようになりました。これにより、今まで事業主の方が紙で行っていた地方税の申告や申請を、事業所や自宅などのパソコンからインターネット経由で行うことができます。

☆eLTAXとは

地方税の手続きを、インターネットを利用して行うことができるシステムです。

◆利用できる税目

- 個人住民税（給与支払報告書など）
- 法人住民税（確定・予定申告など）
- 固定資産税（償却資産申告）
- 電子申請・届出（法人設立・設置届、異動届など）

◆利用方法

eLTAXを利用する場合は、一般社団法人地方税電子化協議会への届出や各種手続きが必要になります。詳しくは、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページをご覧ください。

○一般社団法人地方税電子化協議会ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

【お問い合わせ】

役場企画財政課町民税係・資産税係

Tel 2・1214

特定健診・各がん検診のお知らせ

佐呂間町では、特定健診とがん検診（胃・肺・大腸）を同時に実施しています。40～74歳の国民健康保険に加入されている方はがん検診だけでなく、特定健診も1年に1回の受診をお勧めします。

■日程・会場

○1月24日

浜佐呂間活性化センター

○1月25・26日

佐呂間町町民センター

■申込締切 12月26日

【申込・お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係

Tel 2・1212

●無料クーポンの活用を！！

特定健診を無料で受けられる特定健診無料クーポン券、大腸がん検診を無料で受けられる大腸がん検診無料クーポン券を、それぞれの対象者に送付しています。対象の方は、無料クーポンを利用して検診を受診しましょう。

簡素な給付措置をよそおった詐欺に注意！！

10月1日に閣議決定された「簡素な給付措置」については、住民の皆さんへご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付方法などが決まり次第速やかに広報します。

◆簡素な給付措置に関して

○市町村や厚生労働省がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

○市町村や厚生労働省が給付のために手数料などの振込を求めることはありません。

○現時点で、住民の皆さんの世帯構成や口座番号の照会をすることはありません。

☆自宅や職場に厚生労働省をかたった電話や郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署又は専門ダイヤル（# 9110）、役場へご連絡ください。

AEDを設置しました！！

町内の下記の施設にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。万が一のときには、AEDが有効な場合があります。操作は音声で促されるので簡単に利用できます。下記施設をご利用の際には設置場所の確認をお願いします。

◆設置施設

○佐呂間・若佐・浜佐呂間保育所

○地場産品開発研究センター

○図書館

○ホワイต์ドーム

○武道館・温水

プール

○バスターミナル

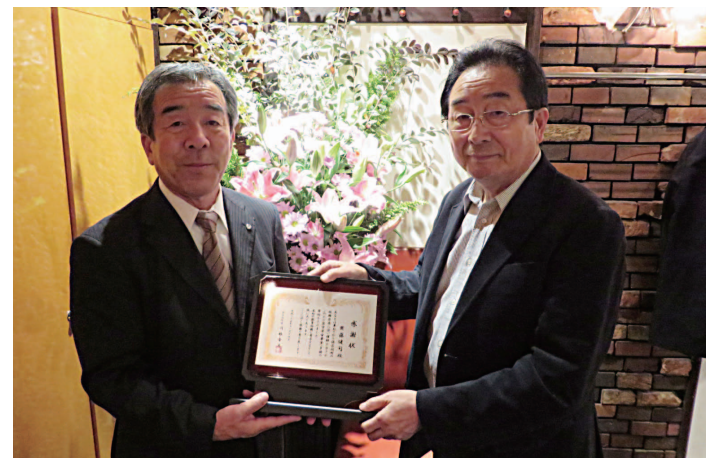
○道の駅サロマ湖

「物産館みのり」



篤志寄附 齊藤さんに感謝状！！

写真右…篤志寄附をいただいた齊藤健司さん。齊藤さんには、川根町長から感謝状が手渡されました。写真左…川根町長。



本町富士の出身で、現在は埼玉県在住の齊藤健司（さいとう けんじ）さんから、この度奨学資金として役立ててくださいと100万円の篤志寄附がありました。

齊藤さんから、平成20年にも同資金に対し200万円の寄附をいただいています。齊藤さんには11月14日の上京の際、川根町長から感謝状が贈呈されました。寄附金は、佐呂間町教育振興のため有効に活用させていただきます。大変ありがとうございました。

町営住宅空家状況

11月15日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

＜公募期間のある町営住宅＞

■宮前団地

2階建 2LDK 1階 1戸 20,600円～

■西富団地

2階建 2LDK 1階 1戸 15,600円～

2階建 3LDK 1階 1戸 15,400円～

※公募期間終了のため空家状況については、お問い合わせください。

＜随時入居可能な町営住宅＞

■栄団地

2階建 3LDK 1階 1戸 15,300円～

2階建 3LDK 2階 1戸 15,300円～

■浜佐呂間第3団地

2階建 3LDK 2階 1戸 16,300円～

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場建設課管理係 Tel 2・1210

ご確認ください！年末のごみ収集

12月31日から1月5日まで、ごみ収集及び知来ごみ処理場が休みになります。また、12月・1月のごみの出す日の確認は、健康カレンダー12月の表で確認してください。

地 域	収集品目	収 集 日
栄地区	燃やすごみ	25・30日
	燃やさないごみ	17日
若佐市街	燃やすごみ	25・28・30日
	燃やさないごみ	17日
若佐地区	燃やすごみ	25・30日
	燃やさないごみ	17日
西富	燃やすごみ	21・24・28日
	燃やさないごみ	20日
佐呂間市街	燃やすごみ	21・24・28日
	燃やさないごみ	20日
北	燃やすごみ	21・24・28日
	燃やさないごみ	20日
東	燃やすごみ	21・24・28日
	燃やさないごみ	20日
知来	燃やすごみ	19・26日
	燃やさないごみ	18日
仁倉	燃やすごみ	19・26日
	燃やさないごみ	18日
浜佐呂間	燃やすごみ	19・26日
	燃やさないごみ	18日
幌岩・浪速	燃やすごみ	19・26日
	燃やさないごみ	18日
富富士	燃やすごみ	25・30日
	燃やさないごみ	17日
若里	燃やすごみ	25・30日
	燃やさないごみ	17日

- ◆その他プラ収集日
- 上地区 12月23日
 - 中地区 12月26日
 - 下地区 12月27日

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

情報掲示板

町関連施設年末年始の休日期間

- 年末年始の町関連施設休日期間は下記のとおりです。
- ◆役場庁舎・支所・出張所
12月31日～1月5日
 - ◆町民センター・屋内ゲートボール場（ホワイットドーム）
12月29日～1月5日
 - ◆図書館
12月29日～1月6日
 - ◆老人福祉センター
○12月31日13時～1月2日 休日
○1月3日・5日 13時～ 休日
○1月4日・6日 休日
 - ◆体育館
12月28日～1月5日
 - ◆武道館・温水プール
12月30日～1月6日
 - ◆町営スキー場
12月31日～1月1日※積雪の状況により変更有
 - ◆佐呂間コミセン・栄地域交流センター・若佐コミセン・浜佐呂間活性化センター
12月31日～1月5日
 - ◆若佐歯科診療所
12月28日～1月5日
 - ◆児童館・在宅介護支援センター
12月30日～1月5日
 - ◆佐呂間保育所・若佐保育所・浜佐呂間保育所
12月31日～1月5日
 - ◆地場産品開発研究センター
12月29日～1月6日

「生ごみ」の出し方について

- 食べ残し、果物・野菜くずなどの「生ごみ」は、町指定の「燃やすごみ」有料袋に入れて出しますが、ポリ袋や買い物袋などに小分けして指定袋に入れることもできますので、下記の点に注意してごみステーションに出していただくよう、お願いします。
- ◆「生ごみ」の出し方
 - 十分に水分を切る。
 - 生ごみを小分けして袋に入れる場合、中身が確認できる透明又は半透明の袋を使用する。
 - 水切りネットのままで可。
（ただし、有毒ガスが発生するものは出せません。）
 - 必ず有料の「燃やすごみ」袋の中に入れる。
- 町指定の有料ごみ袋でないもの、指定袋でも分別されていないものは、収集されずごみステーションに残されますので、出された方は分別し直してから出してください。ごみステーションの周囲に住む人や利用する人に迷惑をかけないようにルールを守りましょう。
- 【お問い合わせ】役場町民課生活環境係 Tel 2・1213



ご家庭・事業者の皆さんへ 「節電」のお願い

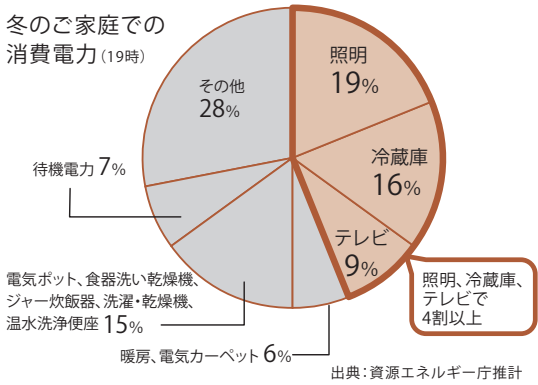


平素より弊社事業にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。この冬におきましては、泊発電所の再稼働が見込めない場合を想定し、さまざまな電力需給対策に最大限取り組むことにより、最低限必要な供給予備率は確保できる見通しです。しかしながら、発電設備の計画外停止リスクや、冬の北海道における万が一の電力需給のひっ迫は、生命、安全を脅かす可能性があることを踏まえ、多重的な対策を講じてまいります。

お客様には大変なご不便とご迷惑をおかけいたしますが、引き続き節電にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

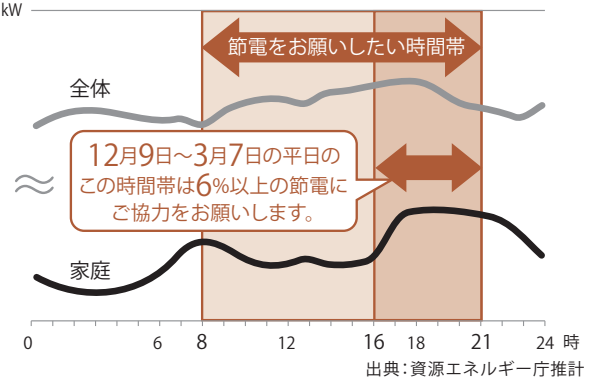
ご家庭における節電のお願い

- ◆ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯・量
 - 期間 12月9日～3月7日の平日
 - 時間 16時～21時
 - 量 6%以上
- ※期間は12月30日～1月3日を除く。量については、2010年度の実績との比較
- 上記の期間・時間帯を除く12月2日～3月31日の平日8時～21時においては、数値目標を設けませんが無理のない節電にご協力をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯においても、可能な範囲での節電をお願いします。



- ◆節電をお願いしたい期間・時間帯・量
 - 期間 12月9日～3月7日の平日
 - 時間 16時～21時
 - 量 6%以上
- ※期間は12月30日～1月3日を除く。量については、2010年度冬季（2010年12月1日～2011年3月31日）における使用最大電力の値[kW]を目安とした基準。24時間を通じた電気使用量[kWh]ではありません。
- 上記の期間・時間帯を除く12月2日～3月31日の平日8時～21時においては、数値目標を設けませんが無理のない節電にご協力をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯においても、可能な範囲での節電をお願いします。

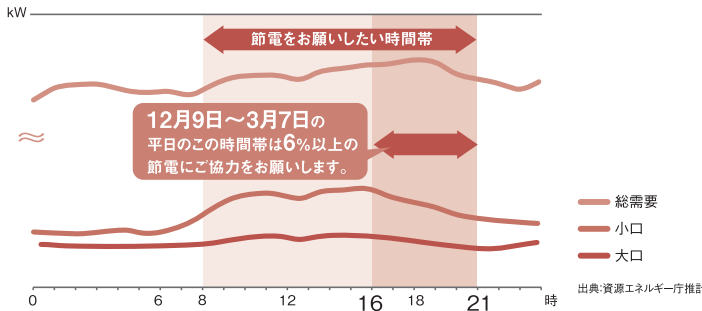
冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方（イメージ）



- ◆節電にご協力いただきたい電気製品
- 照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段お使いの電気製品について節電のご協力をお願いします。また、外出の際には待機電力などの削減もお願いします。
- ご家庭では冬の19時に平均で約1,000Wの電力を消費しており、照明、冷蔵庫、テレビで4割以上を占めています。外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で約250Wの電力を消費しています。

事業所さまにおける節電のお願い

■冬の電気の使われ方（イメージ）



水道凍結にご注意ください!!

₪ 28